

2024年11月



葵総合経営センターだより

特集

定額減税に伴う年末調整の変更点

発行人 葵総合経営センター
代表 杉浦 康晴

〒460-0012

名古屋市中区千代田三丁目14番22号

TEL<052>331-1740(代表) FAX<052>339-1816

E-Mail aoi@aoi-cms.com

URL <http://www.aoi-cms.com/>



「韓国 景福宮」

目次

| | | | |
|---|------------------|---|------|
| 2 | 新政権へ | 6 | 農地転用 |
| 3 | チェンジ・エージェントたる診療所 | 7 | えん罪 |
| 4 | 定額減税に伴う年末調整の変更点 | 8 | ご案内 |

No.608

新政権へ

センター代表 杉浦 康晴

コロナ禍から、通常的生活スタイルに戻ってきた令和6年も残すところ2ヶ月となり、ようやく、秋の気配が深まってまいりました。

当センターでは今年は創業60周年を迎えたということもあり、康友会総会、講演会、秋の行事などコロナ禍前と同様に様々な行事を開催させていただきました。来年以降も皆様のお役に立てるような催しを開催してまいりたいと考えておりますので、引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、今年10月に就任した石破茂総理は、安定した政治運営と大胆な政策改革を掲げ、早速日本経済の再生に向けた一連の政策を打ち出しています。石破総理は、地方創生や防衛政策の専門家として知られ、特に地域経済の活性化と安全保障の強化を目指すと明言しています。

総理の就任後、最も注目されているのは、新たな「地方創生プログラム」です。このプログラムでは、人口減少や高齢化が進む地方への重点的な財政支援が予定されており、地方経済の活性化と雇用創出が期待されています。また、石破政権は、賃金引き上げと国内産業の強化を重視し、持続可能な成長に向けた道筋を描いています。石破総理の政権運営を占う大きな節目となる衆議院議員選挙が行われる予定です。この原稿を書いている現在(10/8)ではまだ予定の段階です。

選挙結果によっては現政権の安定性や今後

の政策の方向性が大きく変わる可能性があります。特に、経済政策や税制改革に関する方針がどのように変化するかは、多くの企業や個人にとって関心の的です。

選挙後も石破政権が引き続き継続するか、あるいは新たなリーダーが誕生するかによって、税制や経済政策がどのように影響を受けるのかを注視し、今後の経営戦略に反映させる必要があるでしょう。

現在、政府は令和7年度税制改正に向けた準備を進めており、各省庁からの要望が出揃ったところでは、各業界団体等からの要望と合わせ、与党税制調査会による審議を経て、12月中旬ごろに税制改正大綱としてまとめられます。

投資による資産形成の促進や子育て支援による国民生活の安定、中小企業の成長の後押し、外国人旅行者向け免税制度の整備等々、今年も多様な要望が提出されています。

新政権の下で日本経済がどのように成長していくのかが大きな注目点となるでしょう。最新の経済政策や税制改正に迅速に対応できるよう、引き続き情報提供を行ってまいります。



チェンジ・エージェントたる診療所

葵経営コンサルタント 中島 和人

興味深い診療所の記事を見つけましたのでご紹介します※¹。まずは滋賀県のふくなが皮膚科です。女性の皮膚科専門医による「皮膚・爪・毛(髪)・汗」の治療への特化を謳い、保険診療に加えて日常のスキンケアや化粧品の選び方など、健やかな肌を創る為の悩みの相談ができる診療所で、ポリシーは「分かりやすい説明と実践したくなる医療」の提供です。開業時のスタッフの人数5人が17人まで増えるなど収益面も好調であり、さらに“寺子屋・のれん分け制度”を始め、スタイルを踏襲した診療所が2023年度には、3件開業するなど注目を集めている診療所です。

もう1件は、兵庫県のマッハスピードクリニックです。大都市の中心駅に直結という好立地ながらわずか4坪での開業です。「スマホでサクッと予約・マッハで受診・すごいスピードで帰れる」が診療所のコンセプトであり、患者はスマホで予約を行い、受付はQRコードを読ませて完了のセルフサービス、さらに保険証の読み込み、処方箋の受け取り、診察の会計をすべて診察室内で行うというコンパクトな対応を行っています。また平日は20時まで土日祝は9時から17時まで(月、火休み)と対象患者である働く人々が通いやすい診療時間を設定しており、患者の年齢層は20～40代が多く、ネットのクチコミ評価は高いとのこと。

対象患者も事業のコンセプトも異なる両診

療所ですが、共通点があります。それは従来診療所に行かなかった人々を顧客にするという「未顧客の顧客化」です。ふくなが皮膚科は内覧会に600人超の参加者を集めたとのこと。通常の何倍もの数値ですが、なぜ地域住民はこの診療所にそれほどの興味をもったのでしょうか。筆者の想像となりますが、「皮膚・爪・毛(髪)・汗」に特化した女性の専門医が行う診療所というコンセプト、清潔感あふれる建物やスタイリッシュな院長が微笑むホームページの洗練されたデザイン。これらのイメージが、敷居の高さを感じる従来の皮膚科のイメージを変え、またエステサロンに感じる専門性の希薄さを払拭し、従来足を運ばなかった患者の心の琴線に触れ来院意欲を高めたからではないでしょうか。

マッハスピードクリニックでは、4坪の診療所という庶民性、ICTの活用という先端性、さらに駅改札の間近にあり、診察、受付、会計ともに時間がかからないという利便性により、体調不良時に行く場所であった診療所を、「良い仕事を行う為に体調を整える場所」へと、一部の人には診療所のイメージを変え来院目的自体を変化させたのかもしれませんが。

かのピーター・ドラッカーは、非営利組織の役割を「人を変えるためのチェンジ・エージェント」と述べています。顧客を奪わずに創る、考えるべき観点かもしれません。

※¹「クリニックばんぶう」2024年9月号

定額減税に伴う年末調整の変更点

葵総合税理士法人 深井 彬雅

令和6年6月から開始した定額減税により、毎月の給与や賞与で減税額の計算を行ってきたところですが、年末調整の対象者については、年末調整時に最終的な定額減税額（＝年調減税額）を算定し精算を行う必要があります、これに係る事務を年調減税事務と呼びます。

間もなくやってくる年末調整の時期に慌てることのないよう、今回は、令和6年の年末調整における年調減税事務の流れと把握しておきたいポイントについてご案内します。

【年調減税事務の流れ】

1. 対象者の確認

対象者は、原則として、年末調整の対象となる人となります。

例年の年末調整と同様に、「基礎控除申告書」*1や「保険料控除申告書」を従業員から提出してもらいますが、年末調整の対象者のうち、給与以外の所得を含めた合計所得金額が1,805万円を超えると見込まれる人については、年調減税額を控除しないで年末調整を行います。

2. 年調減税額の計算

年調減税額の計算（対象者ごと）は、提出を受けた扶養控除等申告書等をもとに、年末調整を行う時点での同一生計配偶者の有無と扶養親族の人数を確認し、「本人 30,000円」と「同一生計配偶者と扶養親族1人につき 30,000円」との合計額を求めます。

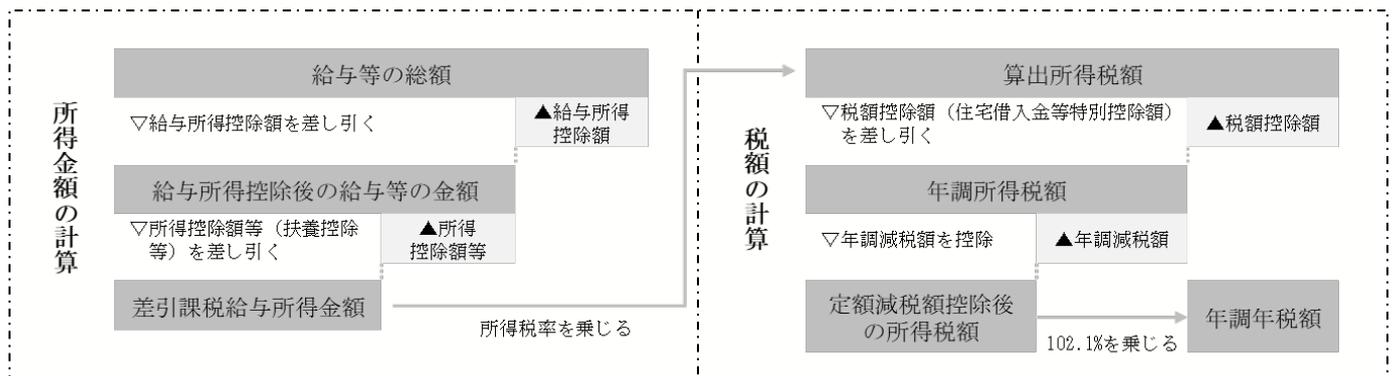
なお、「同一生計配偶者」及び「扶養親族」の定義は以下の通りです。

| 同一生計配偶者 | 扶養親族 |
|---|-------------------------------------|
| 次のいずれかに該当する配偶者をいう ①「配偶者控除等申告書」に記載された控除対象配偶者 ②合計所得金額が48万円以下の配偶者のうち、年調減税額の計算に含める配偶者として「年末調整に係る定額減税のための申告書」に記載された配偶者 | 所得税法上の控除対象扶養親族だけでなく、16歳未満の扶養親族も含まれる |

3. 年調減税額の控除

年調減税額の控除を行う前に、例年通りの年末調整を行い、年調所得税額*2を算出します。

年調所得税額が算出出来たら、そこから年調減税額を控除した金額に102.1%を乗じることで年調年税額を算出します。



*1 令和6年の年末調整では「令和6年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書」を使用します。

*2 住宅借入金等特別控除後の所得税額を指します。

【把握しておきたいポイント】

1. 源泉徴収票への表示

年末調整終了後に作成する「給与所得の源泉徴収票」には、その「(摘要)」欄に、実際に控除した年調減税額を「源泉徴収時所得税減税控除済額×××円」と記載します。

また、年調減税額のうち年調所得税額から控除しきれなかった金額を「控除外額×××円」(控除しきれなかった金額がない場合は「控除外額0円」)と記載します。

さらに、合計所得金額が1,000万円超である居住者の同一年計配偶者(以下「非控除対象配偶者」)分を年調減税額の計算に含めた場合には、上記に加えて「非控除対象配偶者減税有」と記載します。^{*3}

したがって、例えば、扶養親族2人及び非控除対象配偶者分の定額減税の適用を受けた場合で、控除しきれなかった金額がない場合の摘要欄の記載は、以下の通りです。

(摘要)
源泉徴収時所得税減税控除済額120,000円、控除外額0円
非控除対象配偶者減税有

なお、年末調整を行っていない源泉徴収票の摘要欄には、定額減税について記載する必要はなく、「源泉徴収税額」欄には、控除前税額から月次減税額を控除した後の、実際に源泉徴収した税額の合計額を記入します。

2. 年の途中で出生または死亡した扶養親族に係る年調減税

<年の途中で出生した扶養親族>

令和6年12月31日時点で扶養親族となるのであれば、月次減税額の計算に含めなかった人であっても、年末調整時までに扶養控除等申告書(住民税に関する事項)に記載することで、年調減税額の計算に含めることになります。

<年の途中で死亡した扶養親族>

令和6年6月の時点では扶養親族であった親族が、年の途中で死亡した場合については、その親族の死亡の日の現況で扶養親族であると判定されるのであれば、年調減税額の計算に含めることになります。

3. 源泉徴収票の「控除外額」と給付金

上記1. でご案内の通り、年調減税額のうち年調所得税額から控除しきれなかった金額については、「控除外額」として源泉徴収票にその金額を記載します。

源泉徴収票の「控除外額」は、所得税及び個人住民税の定額減税と併せて行われる各種給付措置の一つである「調整給付」のうち、令和7年に実施する不足額給付の額を算出する際に用いられます。不足額給付については、対象となる方に各市町村よりご案内がある予定です。

したがって、年調減税額のうち年調所得税額から控除しきれなかった金額がある従業員について、令和7年1月以降に支給される給与等に係る源泉徴収税額からその金額を控除することはしない点に留意してください。

【参考】

- ・ 国税庁 定額減税特設サイト
<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>
- ・ 内閣官房ホームページ 新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置
<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/benefit2023/index.html>

^{*3} 「(摘要)」欄への記載に当たっては、定額減税に関する事項を最初に記載する等、書ききれないことがないように留意します。

農地転用

杉浦行政書士事務所 加藤紀男

最近、農地を転用して駐車場とする案件がありました。農地が市街化区域にある場合には、「届出」になりますが、それ以外の場合は「許可」になります。この許可には添付書類が多く、許可までに時間を要しますので、手続きを行う場合には、管轄部局への事前相談が重要になります。その手続き概要は次の通りになります。

1. 農地を転用する場合は、農地転用許可申請書に必要な書類を添付し、転用しようとする農地の所在する市町村の農業委員会を經由して都道府県知事等に提出し、許可を受ける必要があります。

2. 許可申請を行う者

農地法第4条：農地を転用する者（農地転用のみ）

農地法第5条：転用する農地の譲渡人と譲受人が連署で申請（権利移転を伴う農地転用）

<許可申請の添付書類>

- (1) 法人にあっては、定款若しくは寄附行為の写し又は法人の登記事項証明書
- (2) 土地の位置を示す地図及び土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る）
- (3) 申請に係る土地に設置しようとする建物その他の施設及びこれらの施設を利用するため必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面
- (4) 資金計画に基づいて事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面
- (5) 申請に係る農地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合には、その同意があったことを証する書面
- (6) 申請土地が土地改良区内にある場合には、その土地改良区の意見書
- (7) その他参考となる書類

3. 農地が農業振興地域にある場合には、農用地から除外する手続きを行った後に、農地転用の手続きを行うことになります。また、30アールを超える農地を転用する場合には、「都道府県農業委員会ネットワーク機構」の意見を聴かなければなりませんし、4ヘクタールを超える農地を転用する場合には、農林水産大臣との協議が必要になります。

4. 市街化区域内にある農地を転用する場合は、あらかじめ農地の所在する市町村の農業委員会に必要な書類を添付して届出をする必要があります。

<届出の添付書類>

- (1) 土地の位置を示す地図及び土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る）
- (2) 賃借権が設定されている場合には、解約の許可等があったことを証する書面

(参考資料：農林水産省ホームページ)

えん罪

弁護士 長谷川 留美子

先日、袴田巖さんの再審（裁判のやり直し）で静岡地方裁判所は無罪判決を言い渡し、検察側が不服を申立てるための高等裁判所への控訴を断念したため、無罪が確定しました。

袴田さんは、1966年に強盗殺人事件の犯人として逮捕され、1980年に最高裁判所判決により死刑が確定していました。その後、2度の再審請求を経て再審が開始され、この度の無罪判決となりました。つまり、えん罪（冤罪・無実であるのに犯罪者と扱われること）だったということになります。

無実の人がなぜこのように長期間犯人として扱われなければならなかったのか、そこにはいろいろと問題がありますが、ここでは二つ取り上げたいと思います。

ひとつは、人質司法と言われるように、長期間の身柄拘束によって自白を強要されることです。すなわち、犯人と疑われると（疑われた人を被疑者といいます）、まず警察によって逮捕され、身柄拘束が始まります。逮捕されると、48時間以内に検察官に送致されます。警察から被疑者の送致を受けた検察官は、被疑者を受け取ってから24時間以内（かつ逮捕されてから72時間以内）に裁判所に対して勾留請求をします。勾留請求を受けた裁判所が勾留を認めると、勾留請求日から10日間被疑者は勾留（すなわち身柄拘束）されます。そして、この10日間で捜査が終わらないとき、やむを得ない事由がある

と認めるときは、検察官の請求により裁判所は最大で10日間勾留期間を延長することができます。つまり、被疑者は合計で約23日間身柄を拘束され、その間厳しい取り調べを受けることとなります。

もうひとつの問題が、再審についての法律の規定がわずかしかないことです。そのため再審における具体的な審理の仕方は裁判所の裁量に任されている部分が多く、裁判官によって再審を開始するかしないかの判断が異なることとなります。運よく証拠開示に熱心な良心的な裁判官にあたって再審開始決定をもらっても、検察官の不服申し立てでひっくり返されることもあります。袴田さんの事件でも実際に再審が始まるまでに長期間を要し、再審は「開かずの扉」と言われます。

この問題については、日本弁護士連合会が再審法を改正しようと運動を行っています。

取り調べの録音録画が行われるようになった現在でもえん罪はなくなり、報道でときどき見かけます。不幸にも誤った裁判で有罪とされたときにそれをすみやかに正すことができるように、再審法の改正が実現することを期待します。

（お詫び）

9月号で「虎に翼」の主人公のモデルは、「日本初の女性弁護士、裁判官の女性」と記載しましたが、正しくは「日本初の女性弁護士、判事の女性」でした。判事補（10年未満の裁判官）になったのは2番目でした。

1 1月の税務・労務

- 10日◇源泉所得税の納付
◇住民税特別徴収額の納付

- 15日◇所得税予定納税額第2期分の減額承認申請



1 2月の税務・労務

- 2日◇令和6年9月決算法人の確定申告、3月決算法人の中間申告、12月・3月・6月決算法人の消費税中間申告（400万円超）
◇令和6年9月決算法人の事業所税申告及び納付

- 10日◇源泉所得税の納付
◇住民税特別徴収額の納付（納期の特例を受けている者を含む）

- 28日◇官庁御用納め
◇保険料控除申告書及び配偶者控除等申告書等の提出…今年最後の給与等の支払を受ける日の前日まで
◇健康保険・厚生年金保険被保険者賞与等支払届（期限＝支払後5日以内）

- 1月4日◇令和6年10月決算法人の確定申告、4月決算法人の中間申告、1月・4月・7月決算法人の消費税中間申告（400万円超）
◇令和6年10月決算法人の事業所税申告及び納付
◇固定資産税及び都市計画税第3期分の納付



ご案内

●康友会からのお知らせ

【会員様対象無料法律相談日(予約制)】

令和6年 11月 13日 (水)
令和6年 12月 18日 (水)
令和7年 1月 17日 (金)
弁護士 長谷川 留美子

●センターからのお知らせ

【無料よろず相談日(予約制)】

令和6年 11月 13日 (水)

◎休日のお知らせ

| 11月 | | | | | | | 12月 | | | | | | |
|-----|----|----|----|----|----|----|-----|----|----|----|----|----|----|
| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
| | | | | | 1 | 2 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
| 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 |
| 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 |
| 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 |
| 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 29 | 30 | 31 | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |

各種お申し込み、お問い合わせは

葵総合経営センター TEL(052)331-1740 総務まで



葵総合経営センター・康友会ニュース

『広報委員会』

長谷川直明 秋山達也 横尾泰幸
近藤美千栄 河村敦子

先日、鶴舞公園を横切ろうと歩いていたところ、サクスの音色が聞こえてきました。気になって近づいてみると、人垣の中心にお侍の格好で浪人笠をかぶった男性がサクスを演奏していました。吹いている曲がJ U J UやM I S I Aの曲だったので、そのギャップに驚き、とても印象的でした。普段、路上ライブに足を止める事はあまりないのですが、夕暮れ時のサクスの音色に癒されるととてもいい時間でした。

近藤 美千栄